

令和 4 年 4 月 2 8 日

住宅・建設関係団体 ご担当者様

国土交通省住宅局住宅生産課

「こどもみらい住宅支援事業」の申請期限を令和5年3月末まで延長します

平素より住宅行政の推進にご協力をいただき、誠に有難うございます。

原油高・物価高騰対策による住宅価格上昇への対策として、子育て世帯等による省エネ住宅の購入支援等を継続的に実施するため、「こどもみらい住宅支援事業」の申請期限を令和5年3月末まで延長します。

1. 申請期限の延長

「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」（令和4年4月26日原油・物価高騰等に関する関係閣僚会議決定）を受けて、原油価格高騰による住宅価格上昇への対策として、子育て世帯等による省エネ住宅の購入支援等を継続的に実施するため、令和3年度補正予算 542 億円に加え、令和4年度予備費等において 600 億円を措置し、「こどもみらい住宅支援事業」の申請期限を令和5年3月末まで延長します。

2. 補助対象の重点化

住宅・建築物のカーボンニュートラルに向けた取組を加速する観点から、より高い性能を有する省エネ住宅への支援に重点化するため、「省エネ基準に適合する住宅（補助額 60 万円/戸）」の新築については、令和4年6月30日までに工事請負契約又は売買契約を締結したものに補助対象を限定します。

国土交通省としては、原油高・物価高騰対策として本事業を引き続き実施するにあたり、安心して本事業をご活用いただけるよう、交付申請状況を踏まえ、的確な執行状況の把握に努めてまいります。なお、令和4年3月17日付の「こどもみらい住宅支援事業の内容について」の記載内容について、別添1のとおり更新し別添2とし、説明会資料は別添3のとおり更新しました。

(参考)

・国土交通省住宅局ホームページ

「こどもみらい住宅支援事業について」

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000195.html

・こどもみらい住宅支援事業ホームページ

<https://kodomo-mirai.mlit.go.jp/>

別添1 「こどもみらい住宅支援事業の内容について」（更新前後対比）

別添2 「こどもみらい住宅支援事業の内容について」（令和4年4月28日版）

別添3 説明会資料（更新後）

≪本事務連絡に関するお問い合わせ先≫

国土交通省住宅局住宅生産課

電話：03-5253-8111（代表）、03-5253-8510（夜間直通）

担当：住宅ストック活用・リフォーム推進官 松本 潤朗（内線39463）

課長補佐 八木 正雄（内線39428）

係長 水落 裕樹（内線39471）

＜こどもみらい住宅支援事業に関するお問い合わせ先＞

こどもみらい住宅支援事業事務局 コールセンター

電話：0570-033-522（IP電話等からの問い合わせは042-204-0994）

受付時間：9：00～17：00（土、日、祝日を含む。）